



建ぺい率＝第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、工業地域及び工業専用地域は $\frac{6}{10}$ 、準工業地域は $\frac{6}{10}$ 又は $\frac{8}{10}$ 、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域は $\frac{8}{10}$ とする。
Building to Land Ratio

20～100 容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合) $\frac{20}{10} \sim \frac{100}{10}$ を表わす。(20)、(30)、(40) 暫定容積率(セットバック誘導型地区計画の区域内において、セットバックしない場合の容積率)
Ratio of Building Volume of Lot Area

●用途地域の境界＝①道路(計画道路を含む)・鉄道・河川等の中心、地形地物、および敷地等によるもの、または②路線指定として道路(計画道路を含む)の境界から25m後退したところを境界とするものがある。

●容積率の境界＝① — 道路(計画道路を含む)・鉄道・河川等の中心、地形地物、および敷地境界によるものと② — + — 道路(計画道路を含む)の境界から25m後退したもの、および③ ---- 道路(計画道路を含む)の境界から40m後退したものがある。

